

5 福 国 連 号 外  
令和 5 年 3 月 20 日

各 保 険 医 療 機 関  
各 保 険 薬 局 様  
各指定訪問看護事業所

福島県国民健康保険団体連合会  
( 公 印 省 略 )

診療（調剤）報酬請求書等の早期提出について（お願い）

本会の事業運営につきましては、日ごろより格別の御高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、診療（調剤）報酬請求書等については、請求省令により毎月 10 日が提出締切日となっております。

しかしながら、電子レセプトの記録並びに紙レセプトの記載誤り等により、提出締切後、緊急に再提出をお願いする事例がございます。

つきましては、受付確認等を効率的かつ早期に行い、遅延なく適切な審査支払が行われることを目的として、提出協力日を裏面のとおりに設けますので、診療（調剤）報酬請求書等の早期提出に何卒御理解と御協力をお願いいたします。

【事務担当】

|                      |         |                 |
|----------------------|---------|-----------------|
| 医科・調剤の請求に関すること：業務審査課 | 業務第 1 係 | TEL024-523-2804 |
|                      | 業務第 2 係 | TEL024-523-2762 |
| 歯科の請求に関すること：業務審査課    | 歯科係     | TEL024-523-2767 |
| 訪問看護の請求に関すること：業務管理課  | 療養費係    | TEL024-523-2705 |

## 令和5年度 診療（調剤）報酬請求書等提出協力日・提出締切日

| 請求年月 |     | 提出協力日 | 提出締切日  | 備考                       |
|------|-----|-------|--------|--------------------------|
| 令和5年 | 4月  | 7日（金） | 10日（月） |                          |
|      | 5月  | 9日（火） | 10日（水） |                          |
|      | 6月  | 9日（金） | 10日（土） | 10日 1F 窓口受付<br>（下記※1 参照） |
|      | 7月  | 7日（金） | 10日（月） |                          |
|      | 8月  | 9日（水） | 10日（木） |                          |
|      | 9月  | 8日（金） | 10日（日） | 10日 1F 窓口受付<br>（下記※1 参照） |
|      | 10月 | 6日（金） | 10日（火） |                          |
|      | 11月 | 9日（木） | 10日（金） |                          |
|      | 12月 | 8日（金） | 10日（日） | 10日 1F 窓口受付<br>（下記※1 参照） |
| 令和6年 | 1月  | 9日（火） | 10日（水） |                          |
|      | 2月  | 9日（金） | 10日（土） | 10日 1F 窓口受付<br>（下記※1 参照） |
|      | 3月  | 8日（金） | 10日（日） | 10日 1F 窓口受付<br>（下記※1 参照） |

※1 提出締切日（10日）が土・日曜日・祝祭日の場合も本会 1F 窓口で受付を行います（受付時間 8:30～17:00）。

※2 個人情報保護の観点から、配達履歴を確認できる（簡易書留等）送付方法を御利用ください。

※3 請求別（医療保険・介護保険等）に封筒で小分けにし、請求内容を記載した上でまとめて送付してください。

### ～オンラインによる請求の場合（毎月）～

|        |        |                                                      |
|--------|--------|------------------------------------------------------|
| 請求可能期間 | 5日～10日 | 8:00～21:00<br>（8日～10日は 24:00 まで利用可能）<br>※土・日曜日、祝日含む。 |
| 訂正可能期間 | 5日～12日 |                                                      |

※ 毎月 11 日、12 日は、10 日までに送信されたレセプトのうち、エラー（「受付不能」及び「要確認」）となった該当レセプトのみが請求可能となります。